

苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし、又は落札者とするを調査の上決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）について定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度は、予定価格が1億5,000万円以上の工事等のうち苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除いたものに係る一般競争入札を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、指名委員会は、必要があると認めるときは、予定価格が1億5,000万円未満の工事等に係る競争入札を低入札価格調査制度の対象として指定することができる。

(工事の調査基準価格)

第3条 工事の調査基準価格は、対象となる工事の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項（ただし書きを除く。）の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができる。

(業務の調査基準価格)

第3条の2 設計業務（土木設計を除く。）の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 特別経費の額に10分の10を乗じて得た額
- (3) 技術等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

2 土木設計業務の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 直接経費の額に10分の10を乗じて得た額
- (3) その他の原価の額に10分の9を乗じて得た額

- (4) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
- 3 測量業務の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) 直接測量費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 測量調査費の額に10分の10を乗じて得た額
- (3) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- 4 地質調査業務の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) 直接調査費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- 5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、当該調査基準価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(調査基準価格の記載)

第4条 調査基準価格を設定したときは、調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査制度を実施するときは、一般競争入札の公示で周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 開札したときに調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）があったときは、次条第1項による判定を行い、失格と判断された場合を除き、「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(工事の数値的判断基準による判定)

第6条の2 前条の入札において、低価格入札者の入札が、第3条又は第3条の2で定めた調査基準価格に満たない場合は、失格と判断する。ただし、特に必要があると認めるときはこの限りではない。

- 2 低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）は、前項ただし書の規定により失格とならなかった低価格入札者とするものとする。
- 3 第1項の規定による判定を行った結果、すべての低価格入札者が失格となったときは、調査基準価格以上で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- 4 前項の規定により落札者を決定したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(低入札価格調査委員会)

第7条 前条第2項の規定により調査対象者が決定されたときは、調査の上落札者を決定

するために低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員によって構成する。
- 3 調査委員会の委員長は、入札事務を担当する部に属する事務を担当する副市長とする。
- 4 調査委員会の副委員長は、当該工事等の設計担当部に属する事務を担当する副市長とする。
- 5 調査委員会の委員は、各設計担当部長、財政部長、当該工事等を担当する工事監、契約課長及び当該工事等の設計担当課長とする。
- 6 委員長は、必要に応じて関係職員を出席させ、意見を聴取することができる。
- 7 調査委員会の庶務は、財政部契約課において行う。

（調査委員会の開催）

第8条 委員長は、調査対象者が決定されたときは、速やかに調査委員会を開催するものとする。

（調査委員会の事務）

第9条 調査委員会は、調査対象者から当該工事等の積算内訳書及び見積書（下請予定業者、資材納入予定業者等）を提出させるほか、必要に応じ次に掲げる事項について聴取し、関係機関への照会を行う等工事等の適正な履行に関し必要な調査を行うものとする。

- (1) 資材単価、労務単価及び下請代金の設定並びに安全対策等の内容
 - (2) 手持工事の状況等技術者の適切な配置の可能性
 - (3) 手持資材、手持機械等の状況
 - (4) 労働者の確保計画及び配置予定
 - (5) 建築副産物の搬出予定
 - (6) 過去に施工した公共工事の履行状況
 - (7) 経営状況及び信用状況
 - (8) その他必要な事項
- 2 前項の調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、調査対象者（調査対象者が2名以上あった場合で、2名以上の者が契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、そのうちの最低の価格を入札した者）を落札者と決定する。
 - 3 第1項の調査の結果、すべての調査対象者が当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査基準価格以上で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

（調査委員会の決定の報告）

第10条 調査委員会の決定があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

（落札者の通知）

第11条 落札者を決定したときは、落札した者を当該入札に参加した者全員に通知するものとする。

（実施工事等の公表）

第12条 調査基準価格を下回る入札があった工事等については、調査基準価格その他入札

の結果を公表するものとする。

2 調査委員会を開催したときは、第9条第1項の調査結果の概要を公表するものとする。
(再度入札を行う場合の低価格入札者の除外)

第13条 落札者が決定しなかったときは、再度入札を行うことができる。この場合においては、低価格入札者を当該入札に参加させないものとする。

(工事の監督体制の強化)

第14条 低価格入札者が落札した工事を監督するときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 工事担当課長は、施工体制台帳及び施工計画書を提出させ、現場代理人等からその内容を聴取するものとする。
- (2) 工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの観点から必要があると認めるときは、施工現場の実態調査を行うものとする。
- (3) 監督体制は、複数の工事監督員を配置するものとする。
- (4) 工事監督員は、監督業務において段階確認及び設計図書に基づく検査等を実施するものとする。
- (5) あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかの確認を併せて行うものとする。
- (6) あらかじめ提出された見積書(下請予定業者、資材納入予定業者等)のとおり実施されているかの確認を行うものとする。

(落札結果の公表)

第15条 落札者決定後、当該工事の調査基準価格を公表する。

附 則

この要領は、平成12年9月20日から施行し、同年10月1日以後に行われる入札に係る工事について適用する。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、同日以後に執行される入札について適用する。

附 則

この要領は、平成14年3月6日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成14年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成20年4月1日以後に行う入札に係る工事等

について適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月10日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成21年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成21年9月4日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成21年9月8日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成22年6月1日以降の一般競争入札の公示及び指名競争入札の指名通知から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行し、平成24年8月7日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月30日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

様式例

低入札価格調査の実施概要

工事名：〇〇工事

調査を実施した業者名、住所：

項 目	内 容
1 工事費等内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	
2 その価格により入札した理由書	<公表しないこととする>
3 契約対象工事付近における手持工事の状況	
4 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
5 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	
6 手持資材の状況	
7 資材購入先及び購入先と入札者の関係	
8 手持機械数の状況	
9 労務者の具体的供給見通し	
10 過去に施工した公共工事名及び発注者	
11 経営内容	
12 見積書（下請予定業者・資材納入予定業者等）の提出	◎ 新規調査事項として提出させる <公表しないこととする>
13 1 から 12 までの事情聴取した結果についての調査検討	
14 10 の公共工事の成績の状況	
15 経営状況	<公表しないこととする>
16 信用状態	① 建設業法違反の有無 ② 貸金不払いの状況 ③ 下請代金の支払遅延状況 ④ その他
17 その他必要な事項	* 建設副産物が発生する工事については、建設副産物の搬出予定が適切かどうか等を明記するものとする。